平成２３年（再イ）第２号

熊本県玉名市築地903番地６　プラザハウス萩Ｂ202号

再生債務者　浦田　正博

1　決議に付する再生計画案　平成23年６月14日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月20日まで

平成24年１月19日　熊本地方裁判所玉名支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第４号

福島県白河市東釜子字枇杷山169番地

再生債務者　高橋　弘三

1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月16日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月１日から平成24年３月21日まで

福島地方裁判所白河支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０号

仙台市太白区鹿野３丁目19番１―503号

再生債務者　外山　正信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月８日まで

平成24年１月18日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１８号

埼玉県幸手市中５丁目11番10号

再生債務者　青木　克仁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月９日まで

平成24年１月19日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１０００６号

東京都国分寺市東恋ケ窪２丁目33番地14ライオンズマンション国分寺けやき公園403

再生債務者　山口　伸介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月９日まで

平成24年１月19日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再ロ）第２号

香川県木田郡三木町大字氷上324番地５

再生債務者　泉　　清

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月16日まで

平成24年１月19日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再ロ）第１号

熊本県人吉市大畑町3999番地

再生債務者　東　　典美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月16日まで

平成24年１月19日　熊本地方裁判所人吉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２号

佐賀県唐津市菜畑3275番地５

再生債務者　山口　恵子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月17日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（再ロ）第７号

兵庫県姫路市南畝町１丁目33番地　ソネヤビル302号

再生債務者　永松　　拓

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月16日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第６号

千葉県松戸市小金原４丁目９番地の５

再生債務者　阿久津敏郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月11日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第１号

兵庫県南あわじ市神代地頭方1139番地１

再生債務者　山口　典男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月18日

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１０００３号

東京都武蔵村山市神明２丁目58番地の17

再生債務者　渡邊　　敦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月18日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（再ロ）第８号

兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Ｍプラザ加古川参番館1008号

再生債務者　和氣　　晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月17日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第９号

兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Ｍプラザ加古川参番館1008号

再生債務者　和氣由利子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月17日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第５３号

大阪市淀川区加島３丁目中３番37―４号

再生債務者　清水　　純

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月18日

大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状失効取消し公告

平成21年１月28日付け官報第4999号で公告した、次の教育職員免許状の失効を取り消す。

平成 24 年１月 27 日　　神奈川県教育委員会

1　失効を取り消す免許状

⑴　種類・授与番号

高等学校教諭１種免許状　理科

昭51高２普第1883号

⑵　授与年月日及び授与権者

昭和51年３月25日　北海道教育委員会

⑶　本籍地　埼玉県

2　失効を取り消す事由

教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

3　失効を取り消す対象となった者の氏名

廣田　要三

会社公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年一月二十三日

掲載頁　五十七頁（号外第十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年一月二十三日

掲載頁　五十七頁（号外第十四号）

平成二十四年一月二十七日

札幌市清田区北野一条一丁目一番一号

（甲）協同商事株式会社

代表取締役　齊田　愼文

札幌市白石区流通センター五丁目七番二八号

（乙）協同倉庫株式会社

代表取締役　齊田　愼文